

# 遠野市水防計画

## 第1章 総 則

### 第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第 193号、以下「法」という。）第32条並びに岩手県水防計画に基づき、洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、これに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 第2節 水防の責任

遠野市は、法第3条の規定により市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

### 第3節 水防管理団体、水防管理者

この計画において、法第2条の規定に基づき水防管理団体、水防管理者の定義は次のとおりとする。

- (1) 「水防管理団体」とは、水防の責任を有する遠野市をいう。
- (2) 「水防管理者」とは、水防管理団体の長である遠野市長をいう。

## 第2章 水防組織

### 第1節 市の水防組織

#### 1 水防管理者

水防管理者は、法第10条、第11条及び第16条並びに気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動を必要とする予報及び警報の通知があったとき、又は市内に震度4以上の地震が発生し水災の危険が予想されるとき、その危険が解消するまでの間、市に水防本部を置いて、水防事務を処理する。

ただし、予報の場合は、諸状況を判断のうえ、必要あると認めたときに限り設置するものとする。

## 2 遠野市水防本部

遠野市水防本部（以下「市水防本部」という。）は、消防本部に置き、その組織・業務内容は別表1 遠野市水防本部組織図・業務内容（P15・16）によるものとする。

ただし、市に災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

## 3 設置（廃止）基準及び体制

区 分	設 置 基 準	廃 止 基 準	体 制
警戒体制	今後の気象情報及び水位に注意警戒を必要とするとき、又は市内に震度4又は震度5弱の地震が発生し水災の危険が予想されるとき。	水位がはん濫注意水位以下となり洪水の危険がなくなったとき、又は水災の危険がなくなったと判断されたとき。	少数の人員で情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに召集、その他の活動ができる体制とする。
警戒配備	水防活動を必要とする気象警報が発表されたとき、若しくは相当規模の災害発生のおそれがあると認められる場合、又は震度5強の地震が発生したとき。		遠野市地域防災計画の警戒配備体制により人員を動員し、水防事態が発生したときは、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。
1号非常配備	相当規模の水災が発生したとき。		遠野市地域防災計画の1号非常配備体制により人員を動員し、水防活動が遂行できる体制とする。
2号非常配備	大規模な水災が発生し、本部の全機能をあげて応急対策を講ずる必要があるとき、又は市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。		遠野市地域防災計画の2号非常配備体制（全職員）により人員を動員し、水防活動が遂行できる体制とする。

## 4 遠野市水防隊

遠野市水防隊（以下「水防隊」という。）は、別表2 遠野市水防隊編成表（P17・18）によるものとする。

## 5 県の水防組織

### (1) 県水防本部

県土整備部河川課 電話 019-629-5903

### (2) 遠野行政センター水防隊

県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター 電話 62-9938

## 第2節 県水防本部等への連絡方法

岩手県水防本部（以下「県水防本部」という。）等への情報連絡並びに雨量及び水位の連絡、その他水防に関する一切の事項は、遠野行政センター水防隊（以下「遠野土木センター」という。）に連絡するものとする。

ただし、危険が切迫していると認めるとき、または堤防の決壊のために避難を要する等の場合は、岩手県水防計画第2章第6節但し書きにより、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

遠野警察署	電話 62-0110
日本放送協会盛岡放送局	電話 019-626-8826
(株)アイビーシー岩手放送	電話 019-623-3141
(株)テレビ岩手	電話 019-624-1166
(株)岩手めんこいテレビ	電話 019-656-3300
(株)岩手朝日テレビ	電話 019-629-2525
(株)エフエム岩手	電話 019-625-5514
(株)遠野テレビ	電話 63-1711

## 第3節 執務時間外における連絡

執務時間外に発せられる水防上必要な情報の伝達については、別表3 執務時間外連絡系統図（P19）により水防関係者へ連絡するものとする。

## 第3章 堤防及び重要水防箇所の巡視並びに水門（樋門）等の操作

### 第1節 堤防巡視

水防管理者は、第7章第1節の気象状況の通知を受け、かつ、水防団待機水位に達し、なお増水の兆しがある場合、又は市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想される場合は、警戒動員を配置し、別表4水防担当区域一覧表（P20・21）により全線にわたり哨警班及び堤防保護班を設置し、巡視警戒を行うとともに常時連絡を保ち、水防上危険と認められる箇所がある場合、直ちに市水防本部にその程度を連絡して必要な措置を求めるものとする。

なお、哨警班及び堤防保護班の出動は別に定める動員計画によるものとする。

### 第2節 重要水防区域及び警戒区域

市内の重要水防区域及び警戒区域は、別表5重要水防区域及び警戒区域一覧表（P22）のとおりとする。

### 第3節 重要水防箇所

市内河川の内、特に危険と認められる箇所を重要水防箇所とし、別表6重要水防箇所一覧表（P23）のとおりとする。

### 第4節 重要水防箇所巡視

水防隊長は、河川の状態により、重要水防箇所の巡視警戒を厳重にし、水防体制を整えるものとする。

### 第5節 その他の区域

塚沢川流域、和山川流域、赤沢川流域、小友川流域、家老沢川流域の区域をその他の水防区域とする。

### 第6節 樋門、樋管及び水門の箇所並びに監視員

- 1 樋門、樋管及び水門の監視のため、監視員を置く。その監視員は、樋門、樋管及

- び水門を管理するものがあたる。
- 2 県から管理委託を受けている樋門、樋管及び水門は、別表7 管理委託河川水門等箇所一覧表（P25）のとおりとする。

#### 第7節 樋門、樋管及び水門の操作

監視員は、樋門、樋管及び水門箇所の小河川、下水溝の増減水の状況により、管理者の指示により処置を講ずるものとし、開閉の都度市水防本部に通報するものとする。

ただし、急を要する場合は、監視員において臨機の処置を講じなければならない。  
なお、市水防本部では、遠野土木センターへ通報するものとする。

## 第4章 水防施設

#### 第1節 水防倉庫及び水防資材

水防倉庫に水防作業に必要な資材、器具等を備蓄し、その所在地は、別表8 水防備蓄倉庫及び所在地一覧表（P28）のとおりとする。また、備蓄資器材は、別表9 水防用備蓄資器材一覧表（P29）のとおりとする。

#### 第2節 資器材及び土地の使用、収用

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は法第28条の規定により土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合は法の規定するところにより、損失を受けた者に対し、水防管理者は時価によりその損失を補償する。

## 第5章 雨量及び水位状況の観測並びに通報連絡

### 第1節 雨量観測の通報連絡

雨量の観測箇所は、別表10雨量観測箇所一覧表（P30）のとおりとし、任務者において気象注意報等の通知を受けたとき、又は大雨のおそれがある場合には雨量を観測し、次の「雨量の通報要領」により市水防本部に通報するとともに、市水防本部は、その結果を別表12雨量・水位観測所および関係機関の連絡系統図（P32）に基づいて、それぞれの関係機関へ連絡するものとする。

### 第2節 雨量の通報要領

- 1 雨量の通報は、過去24時間以内の降水量が50ミリに達したとき、又は県水防本部より観測開始指示報を受けたときに始め、観測終了指示報を受けるまで3時間ごとの雨量観測結果を通報するものとする。

また、3時間雨量が5ミリ以下となった場合には通報を中止して差し支えない。3時間ごとの通報とは、0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時の8回とする。

- 2 特に前回の雨量通報後、1時間雨量が10ミリを超えたときは毎時観測通報する。

### 第3節 水位観測の通報連絡

水位の観測箇所は、別表11水位観測箇所及び水位情報一覧表（P31）のとおりとし、増水のおそれがある場合には、それぞれの水位観測者が水位の変動を観測する。また、水防団待機水位に達した場合には、水位通報要領により市水防本部に通報するものとし、市水防本部はその結果を別表12（P32）に基づいて、それぞれの関係機関へ連絡するものとする。

### 第4節 水位の通報要領

- 1 水位の通報は、水位が水防団待機水位に達したときに通報し、その後、水防団待機水位に復すまで原則として1時間ごとに通報を続け、特に市水防本部の指示あるとき、又は水位の変動が著しいときは、その都度通報するものとする。
- 2 水防団待機水位、はん濫注意水位は、別表11（P31）のとおりとする。

## 第5節 重要河川における水防連絡系統

重要河川における雨量、水位、水防情報の連絡系統は、別表12（P32）のとおりである。

## 第6節 増水状況記録

重要河川の増水状況を記録する。その様式は、別表13各河川増水状況調（P33）のとおりとする。

# 第6章 通信連絡

## 第1節 非常扱通話

水防のための連絡は、主として電話により行うこととするが、困難なときは、非常扱通話により行うこととする。

## 第2節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて警察無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡を講ずるものとする。（県において協議済み）

特に非常の際には、日本放送協会盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手及び遠野テレビから放送する連絡方法を考慮しておくものとする。

## 第3節 伝 令

近距離連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置箇所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のための車両等を確保しておくものとする。

## 第4節 非常扱通話の取扱

- 1 非常扱通話の取扱要領は別表14非常扱通話の取扱要領（P34）のとおりとする。
- 2 非常扱通話申し込みは、利用資格審査を容易にするため原則として別表15非常扱

電話利用機関及び電話番号一覧表( P 34 ) の電話番号により行うものとする。

#### 第 5 節 防災行政無線電話

東日本電信電話(株)の有線電話を利用するほか、緊急非常事態に備えて通信の確保を図るため、衛星系通信を利用し、市水防本部と遠野土木センターが相互に通信連絡をするものとする。

#### 第 6 節 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、別表16水防信号( P 35 ) のとおりとする。(昭和36年6月6日岩手県告示第437号)

## 第 7 章 気象状況連絡通報

#### 第 1 節 水防上必要な予報及び警報の広報

岩手県知事、盛岡地方気象台及び東日本電信電話(株)より、気象、洪水等について水防活動を必要とする予報、警報及び情報の通知を受けたとき、又は上流の状況により増水のおそれのあるとき水防管理者は、水防隊長及び県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長、遠野警察署長に連絡をとり、状況及び必要に応じて、別表17関係機関の通報箇所一覧表( P 36 ) により市水防本部の関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、遠野テレビ等により迅速に地域住民に周知するものとする。

#### 第 2 節 台風の進路及び気象通知の受信

台風の進路及びその影響を知るため、前節の気象通知及びテレビ、ラジオ並びに河川情報提供システム、インターネット等の情報機器により情報を収集し、資料を作成する。

## 第 8 章 堤防に関する状況報告、警戒、出動、水防開始、決壊の通報、避難立退及び救助

### 第 1 節 堤防異常の報告

次のいずれかの場合は、水防管理者は直ちに遠野土木センターに報告するものとする。ただし危険が切迫していると認めるとき、又は堤防の決壊のため避難を要する場合には、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき。（その状況と措置の概況を含む。）
- 2 水防機関が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。

遠野警察署	電話	62-0110
日本放送協会盛岡放送局	電話	019-626-8826
(株)アイビーシー岩手放送	電話	019-623-3141
(株)テレビ岩手	電話	019-624-1166
(株)岩手めんこいテレビ	電話	019-656-3300
(株)岩手朝日テレビ	電話	019-629-2525
(株)エフエム岩手	電話	019-625-5514
(株)遠野テレビ	電話	63-1711

### 第 2 節 警戒体制、出動及び水防開始

水防管理者は、第 5 章及び第 7 章第 1 節についての連絡を受けたとき、又は大雨のおそれがあり、洪水が予想される場合、これに対応するため、別に定める市水防隊動員計画及び次の定めに従って、出動させるものとする。

- 1 水防団待機水位に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合には直ちに水防隊幹部を非常招集し、予め定められている各々の任務に就かせ、また必要に応じて情報連絡班、哨警班、水防用資器材整備班をそれぞれの部署に就かせ、水防隊員に対する動員が発令された場合に即時活動ができるよう準備、待機させるものとする。

ただし、急激に増水し、以上の段階を経るとまがないとき、又は早急に水防隊動員の必要があると認められた場合は、その事態に即応した緊急措置を講ずるもの

とする。

- 2 水防団員に対する動員が発せられたときは、直ちに水防隊を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに、必要に応じ、危険が予想される区域内の一般住民に周知するものとする。
- 3 水防活動開始の命令を受けた各部長は、最も迅速な方法をもって隊員を招集する。
- 4 前号の状況、活動の大要を水防隊長に報告し、後に被害判明と共にすみやかに文書をもって報告するものとする。
- 5 気象、上流、水位の各状況のほか堤防等現地の状況を勘案し、水災の危険がなくなつたと判断されるとき、水防管理者は、水防隊長、県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長、遠野警察署長に協議の上、全域又は一部にその任務を解除することができる。

### 第3節 決壊の通報及び避難立退

#### 1 決壊の通報

堤防の決壊が予想される場合及び決壊した場合、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防管理者は法第25条の規定により直ちにその旨をはん濫が予測される地域の住民に広報するとともに、隣接水防管理団体、遠野警察署、遠野土木センター等に通報する。

#### 2 避難及び立退

哨警班の堤防巡視中急激に増水し、又は著しい事態の悪化のおそれがあり危険が切迫しているときは、班は直ちに水防管理者及び水防隊長に報告してその命令によって立退を指示する。（報告のいとまがないときは班において指示することができる。）

水防管理者は、その地域の住民に対し、立退を指示する場合には、遠野警察署長にその旨を通知する。

避難誘導班は別表18一時避難場所一覧表（P37）の一時避難場所に誘導する。また、別表19収容避難所一覧表（P40）の収容避難所に収容する。

立退指示は、サイレン、警鐘、防災行政無線、遠野テレビによる放送、自動車、自転車、電話又は駆足連呼等、迅速かつ確実に住民に徹底する方法により周知するものとする。

#### 3 救 助

堤防その他の施設が決壊し、又は急激な増水によるはん濫のため人命に危険が切

迫したとき、水防隊長は直ちに人命救助を命じ、緊急を要する場合は、水防隊は水防隊長の命を待たずに直ちに人命救助にあたる。

## 第9章 自衛隊派遣の要請

- 1 洪水等の際しその被害が甚大であると予想され、動員計画による動員のみでは災害を防止することができず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき、岩手県知事に対し自衛隊の派遣を要請することができるものとする。
- 2 状況が緊迫し、水防管理者が岩手県知事に連絡のいとまなく、真に事情やむを得ない場合に限り、緊急措置として水防管理者が直接自衛隊に対し、岩手県知事を経由できない事由を付して、派遣を要請することができるものとする。  
ただし、この場合には遅滞なくその経緯を岩手県知事へ報告しなければならない。
- 3 自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する作業等は、遠野市地域防災計画によるものとする。

## 第10章 公用負担

### 第1節 公用負担

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、法第28条の規定により、水防管理者、水防隊長又は消防機関の長は水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 市は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

### 第2節 公用負担命令権限証

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防隊長又は消防機関の長で、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を

受けた者にあつては、「公用負担命令権限証」を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

第 号
公用負担命令権限証
上記の者に、 区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。
平成 年 月 日
遠野市長

### 第3節 公用負担命令票

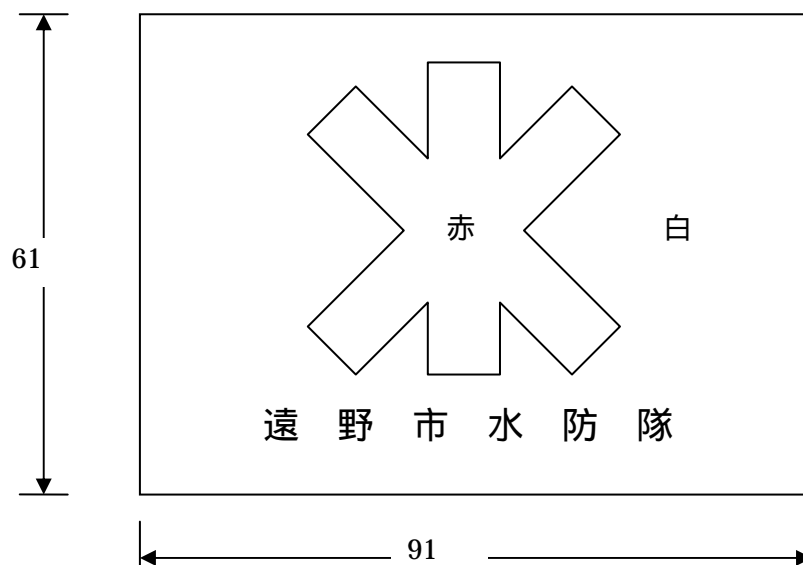
法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として「公用負担命令票」を目的物の所有者、管理者又はこれ等に準ずべき者に提出しなければならない。

第 号
公用負担命令票
目的物 種類
負担の 使用 収用 処分 内 容
平成 年 月 日
遠野市長 事務取扱者
殿

## 第11章 その他

### 第1節 優先通行標識

法第18条における標識は、下のとおりである。



### 第2節 身分証票

法第49条第2項における「身分証票」は、下のとおりとし、市水防隊長以下水防隊員については、消防団員手帳とする。

表

裏

<p>第 号</p> <p>水 防 職 員 証</p> <p>所属機関名 職 氏 名 現 住 所</p> <p>年 月 日生 年 月 日交付</p> <p>所属機関の長 氏名</p>	<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本証は水防法第49条第2項による証票である。</li><li>2 本証の身分を失ったとき、その他不要になったときは必ず返納すること。</li><li>3 記載事項に変更があったときは、直ぐ訂正を受けること。</li></ol>
---	--

### 第3節 水防活動実施報告

水防活動を行ったときは、水防管理者は所定の期日までに別表20水防活動実施報告書（P44）を取りまとめ、県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長を経由して知事に報告するものとする。

### 第4節 水防功労者推せん

水防作業において、特に功労のあった個人又は団体について、水防活動終了後速やかに、個人にあっては水防管理者が、団体にあっては県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長が別表21水防功労者推せん（P45）により知事に推せんすることができる。

### 第5節 公務災害補償

水防隊員及び水防従事者が、水防活動に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び第45条の規定に基づき、市町村消防団等公務災害補償条例（岩手県市町村総合事務組合共同処理事務）により補償する。（平成元年4月7日条例第6号）

### 第6節 水防訓練計画

水防訓練は必要に応じ情報連絡、水門操作、水防工法等の水防活動のほか堤防破損・決壊・流失、越水等を想定し計画的に実施する。